

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成27年10月16日)

開催日及び場所		平成27年9月29日(火) 関東森林管理局 2階小会議室			
委員		紺 正行(委員長・弁護士) 川野 由夫(税理士) 関口 雅弘(ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成27年4月1日～6月30日			
審議対象案件		373 件	うち、1者応札案件 142 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件		
抽出案件		10 件 (抽出率 2.7%)	うち、1者応札案件 2 件 (抽出率 1.4%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件 (抽出率100.0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	4 件	うち 1者応札 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
	随意契約	0 件			
	業務	一般競争	2 件	うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		該当なし		
	物品・役務等	一般競争	4 件	うち、1者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件	
		指名競争	該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし		
随意契約(その他)		0 件			
(特記事項)					
		意見・質問	回答等		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		<p>1. 抽出案件A019の治山工事において、3者の応札があったものの、予定価格を超過した2者が1回目の入札で辞退し、残り1者が再入札を繰り返して落札した格好になっている。辞退した2者はどちらも落札した者より高い技術評価点を得ていることを斟酌すると、ある意味この2者が入れた価格が標準相場価格なのではないか。また、逆の見方をすれば、これだけの工事規模で辞退した2者の応札額の差がわずかなのは不自然ともとれる。そもそも予定価格の算出は適切だったのか。</p>			
		<p>○担当課で入札の諸条件や積算内容を確認したところ問題はなく、予定価格は適切だったと判断した。4月の発注ということもあり、積算に係る因子が変わったことや業者の思惑が働いたことも原因と推察する。</p>			

委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>2. 抽出案件A038の治山工事において、調査基準価格以下で応札した1者が辞退している。落札決定に当たっては、まず予定価格金額内に入ることが第一だろうが、例えば企業努力や効率化を図り、応札価格を下げている場合もあるかと思うが、その辺は考慮されないのか。ダンピング防止や労働者保護の観点から調査基準価格の意義はわかるが、両刃の剣のような面もあるのではないか。</p> <p>3. 抽出案件N012の造林請負事業において、実質競争者数が1となった分析として、現地へのアクセスや人件費の高騰が挙げられているが、あらかじめわかっていることであれば予定価格に反映させたり、調整したりするものではないのか。</p> <p>4. 揮発油購入に当たり、入札をしても1者しか応札せず競争が働かないというが、仕様書に署から半径3キロの範囲内に給油設備を備えていること、という条件を設定しているのであれば、条件にあう業者に働きかけをすべきではないか。入札で応札者が1者になると、入札に参加してくれるよう業者に働きかけるのと、どちらが公平・透明性が担保されるのか、という疑問もある。</p>	<p>○本件は「施工体制確認型総合評価落札方式」を採用しており、規程に基づき適切に対処しているところ。調査基準価格を設定していることで、極端な低価格入札が減少している傾向が見られ、ダンピング防止や労働者保護等に対し、一定の効果が出ているものと思われる。</p> <p>○労賃については、実態に合わせて予定価格にも反映させているところであるが、国の機関ということもあり、調査→決定→導入までどうしてもタイムラグが生じる。また、本件は降車場所から徒歩通勤するのに非常に遠い箇所が多いということで、労働条件が悪く、よそから来て事業をする旨味があまりなかったと思われる。</p> <p>○個々に業者に働きかけをするとすると、入札制度上、指名競争入札という形になる。私どもとすれば、入札の公平性・透明性を確保するには、一般競争入札が適切と考える。全省庁統一資格に登録をしていないと、国の入札に参加することができないが、業者としては他に需要があるため、当方の入札に参加しなくても十分商売が成り立っているのが現状である。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成27年9月29日(火) 関東森林管理局2階小会議室			
委員	紺 正行(委員長・弁護士) 川野由夫(税理士) 関口雅弘(ジャーナリスト)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	H . .			H . .
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				